

契約って何だろう？



学校	年 組
名前	

I. けいやく 契約とは

考えてみよう！ これって契約？

1. 友達と遊びに行く約束をする

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



2. ファストフード店でハンバーガーを買う

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



3. はんばいき 自動販売機で飲み物を買う

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



4. 親にゲームソフトを買ってもらう約束をする

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



けいたい

5. 携帯電話に音楽をダウンロードする

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



6. レンタルビデオ店でCDを借りる

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



● 答えは7ページを見てね！

解 説

Q 「契約」って何だろう？

A 商品を「買いたい」「売りたい」というような、二つの意思表示が合致（^{がっち}ぴったり合うこと）することによって、法律上の責任が生じる関係を「契約」といいます。例えば、Aさんがコンビニエンスストアでお菓子（^{かし}）を買う場合に、契約が成立することによって、Aさんにはコンビニエンスストアに代金を支払う責任が生じ、コンビニエンスストアにはAさんにお菓子を引き渡す責任が生じます。もし、Aさんとコンビニエンスストアが、この責任を果たさなかった場合どうなるのでしょうか。それぞれ裁判所に訴えて（^{うった}）、お菓子を引き渡せ、代金を支払え、という判決を求めることができます。



このような「契約」は身近なところにいろいろあります。ファストフード店でハンバーガーを買う、自動販売機で飲み物を買う（売買契約）、レンタルビデオ店でCDを借りる（^{ちんたいしやく}賃貸借契約）、携帯電話に音楽をダウンロードする（音楽の売買契約＋通信サービス利用契約）なども契約です。では、友達と遊びに行く約束をする、親にゲームソフトを買ってもらう約束をするといった場合はどうでしょうか？ 約束を破ったからといって、判決を求めたり、法律上の責任まで負わせることはできないので、契約とはいいいません。

Q 契約はいつ成立するの？

A

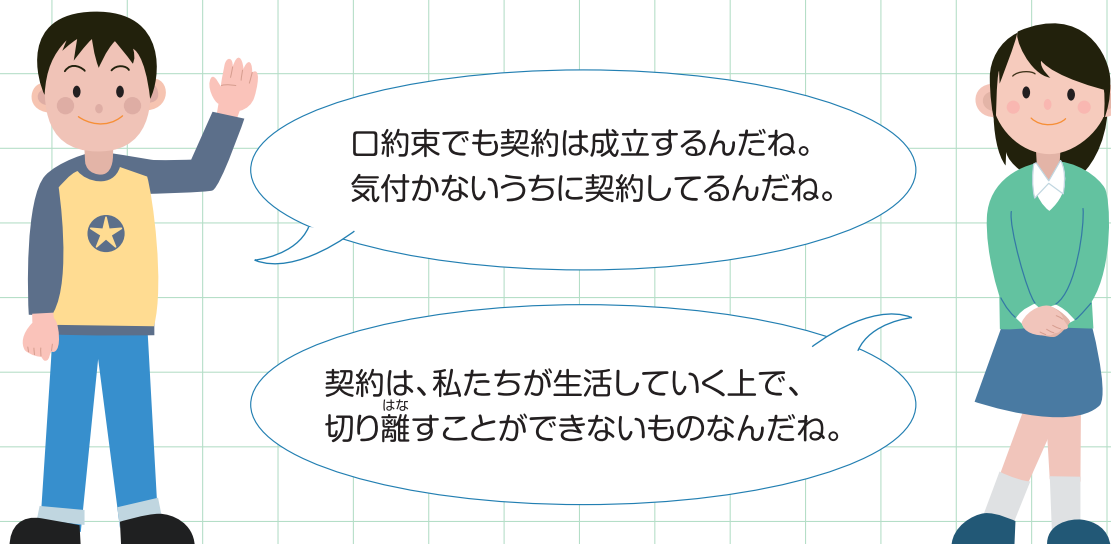
契約は、**お互いの意思表示が合致することによって成立**します。

Aさんがお菓子をレジに出し、店員が了解したとき（レジを打ち始めたときに了解したと見ることができます）に売買契約が成立することになります。契約書を作る必要も、印鑑を押す必要もありません。**口頭で成立するのが原則**なのです。契約書を作っていないこと、印鑑を押していないこと、代金を支払っていないこと、お菓子を引き渡していないことは、契約の成立を否定する理由になりません。

しかし、どのような契約が、いつ、だれとの間で成立したかを後になって証明するのは困難です。そこで、後の証明の負担を軽くするために、契約に当たって、契約書を作成することがあります。

さらに、当事者（契約に直接関係のある人）に自分が負うべき責任の内容を確認させて、安易に契約をしないようにするため等の理由から、文書の作成が法律に定められている場合があります。

このような場合には、口頭では契約が成立せず、法律が定めている事項を記載した文書を作成して初めて、契約が成立したといえることになります。



Q 契約が成立することによって、どのような責任が生じるの？

A

契約が成立することによって、当事者（Aさんとコンビニエンスストア）は、その契約を守っていく責任が生じます。Aさん（買い主）は、代金を支払う責任が生じ、コンビニエンスストア（売り主）は、お菓子を引き渡す責任が生じます。逆にいえば、**一方的に契約を解消する（やめにする）ことは（法的には取消・解除などといいます）、原則的にできない**ということです。

Q

契約を解消することができる例外的な場合は？

A

いったん契約をした以上、勝手に契約を解消することはできません。

ただし、これには例外があり、例外にあたる場合には契約を解消することができます。

以下、例外にあたる場合の一部を紹介します。

(ア) クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、訪問販売など法律で定められた一定の取引に限り、一定の期間内であれば、消費者が一方的に契約を解除することができる制度です。

クーリング・オフができる条件は以下のとおりです。

① 契約した場所

営業所以外の場所であること。(ただし、下表の取引については営業所での契約も対象となる。)

なお、通信販売は、クーリング・オフできない。

② 契約した商品

原則すべての商品やサービスが対象。

ただし、消耗品は未使用のものであること。

また、3,000円未満の現金取引は除外される。

③ クーリング・オフ期間

(契約書を受け取った日を含めて右の表の期間内に文書を発送すればよい)

訪問販売・キャッチセールス・ アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務 (エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾 パソコン教室、結婚情報サービス)	8日間
業務提供誘引販売(内職商法、モニター商法)	20日間

☆クーリング・オフの方法

- ・クーリング・オフは、はがきなどの文書で通知します。
- ・書いたはがきは、両面をコピーし、控えとして大切に保管します。
- ・はがきは、「特定記録」か「簡易書留」で送ります。
- ・支払ったお金は全額返金されます。
商品の引き取り料金は業者負担です。

はがきの書き方(例)



〇年〇月〇日、貴社と〇〇〇の購入契約を
しましたが、解除いたします。
つきましては、支払い済みの〇〇〇円を至急
返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

〒〇〇〇〇・〇〇〇〇
住所 〇〇市〇〇町〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇

(イ) 未成年者取消

未成年者(原則として20歳未満)は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足し、判断能力も未熟です。そこで未成年者が行う契約によって不利益をこうむらないように、法律で保護されています。民法で「未成年者が法定代理人(父母などの親権者)の同意を得ないでした法律行為は取り消すことができる」と決められています。(取消によって、契約がなかったことになります。)ただし、これにも例外があります。未成年者だからといって、何でも取消ができるわけではありませんので、簡単に契約はしないように注意してください。

【取消ができない場合】

- ・法定代理人の同意があった場合
- ・未成年者が「成年である」とか「親の同意がある」などと偽って契約の相手方をだました場合
- ・こづかいの範囲内で契約した場合



取消ができない場合もあるから
よく考えて契約するようにしないとね。

そうですね。
困ったらまず周りの大人の人に
相談することが大切です。



【契約の取消について】

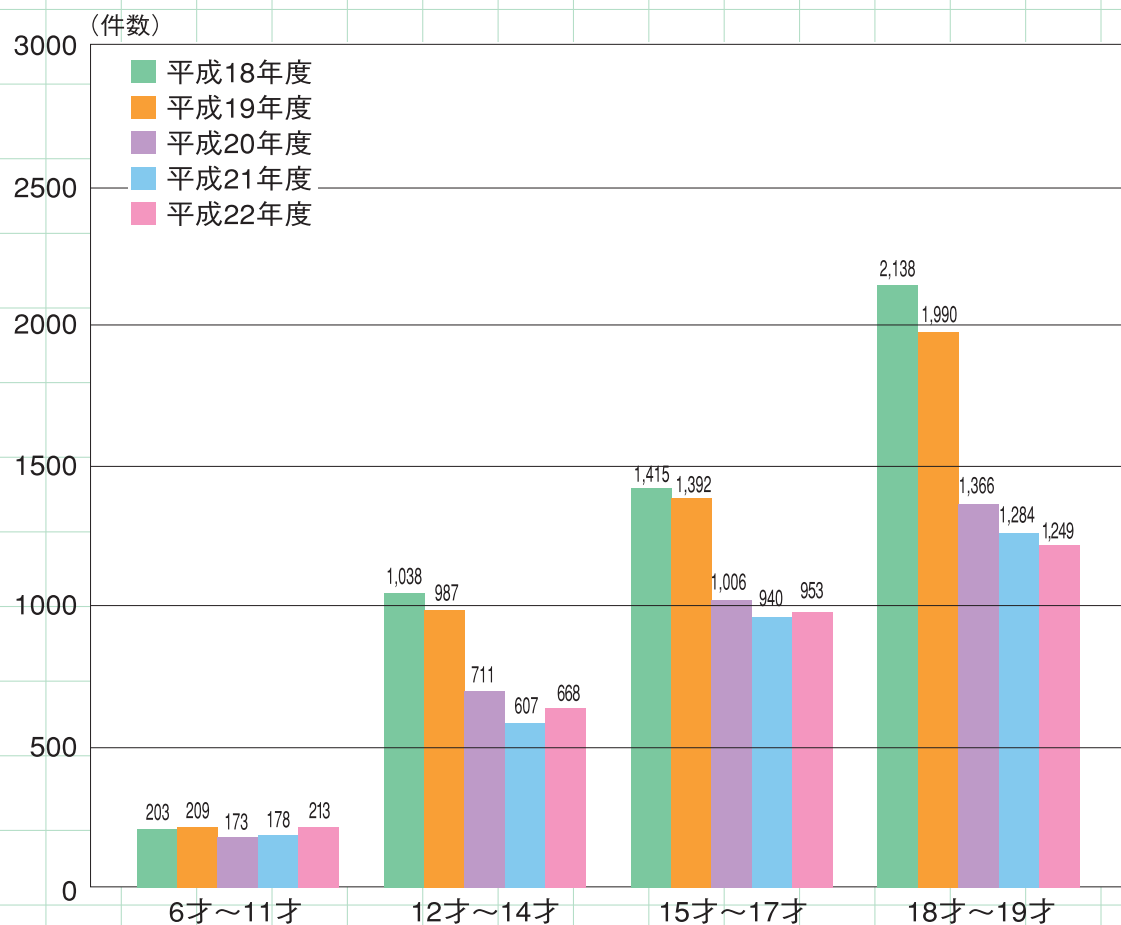
契約の取消は、契約の名称、日付等により、できるだけ対象となる契約が分かるようにして行います。契約の取消は口頭でもできますが、契約の取消の有無について、後で紛争が生じた場合のことを考えると、文書で行うべきです。取り消したことを第三者が証明して証拠として残るようにするには、契約の相手方に内容証明を出すという方法があります。

※1 事がもつれて争いになること。もめごと。

※2 当事者以外の者。

※3 ○年○月○日に、だれから、だれあてに、どのような内容の文書が差し出されたかを、差出人が作成した謄本(原本の内容をそのまま全部写しとった文書。)によって郵便局が証明するもの。

都内各地の消費生活センターに寄せられた未成年者に関する相談件数



小・中・高校生からの相談内容の大半は「デジタルコンテンツ」(携帯電話やパソコンなど、インターネットを通じて得られる情報)です。なかでも、「アダルト情報サイト」の相談が最も多く、割合も非常に高くなっています。興味本位によるアクセスの他、最近ではアニメサイトや芸能(人)のサイトなどからの誘導^{ゆうどう}で不本意ながら会員登録され、高額な料金を請求されるケースもあります。

相談の中には、契約についての基本的な知識があれば未然に防げたと思われるケースも多く見受けられます。この冊子で契約^{さっし}についてしっかり学び、契約トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

★1、2ページの答え

契約・・・2、3、5、6

契約ではない・・・1、4

Ⅱ. クレジットカード ～あなたはどんなカードを持っていますか？～

1. カードのいろいろ

キャッシュカード



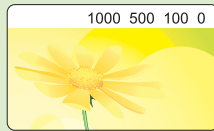
銀行などの金融機関と預貯金を出し入れするなどの取り引きができるカード。

クレジットカード



現金がなくても、後で支払うという約束(サイン)でショッピングができたり、お金を借りることができるカード。

プリペイドカード



事前に買っておくことでその料金分のサービスが受けられるカード。料金の追加が可能なカードもあります。

ICカード



お金をチャージ(事前入金)することにより、その料金分のサービスが受けられるカード。くり返し使うことができます。

2. クレジットカードの便利なところ、問題のところ

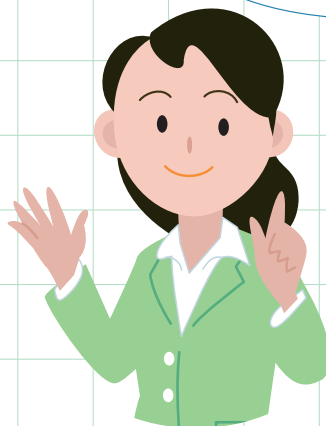
●便利なところ

- 現金を持たずに買い物ができる。
- クレジットは「信用」という意味。外国では、持っていることで信用されることもある。
- 使った分だけポイントがたまり、プレゼントをもらえる等の特典^{とくてん}が付くこともある。
- キャッシング(お金を借りること)もできる。

●問題のところ

- クレジットカードでの買い物は借金である。手数料(利息)をとられることもある。
- カード使用時に、現金がなくならないので気が付かないうちに使いすぎてしまう。

クレジットカードは、魔法のカードじゃないのでいいことばかりではないのよ。



現金がなくても買えるからって、しっかり考えて買わないと、とっても恐ろしいことになるんだね。

3. 借金がみるみるうちに増える!

計画性のないクレジットカードの利用で、支払いに追われるようになる。支払いのために消費者金融などで借金したり、別のクレジットカードでキャッシングをしたりして、返済が困難になるほど借金がどんどん^{ふく}膨れ上がる。これを^{たじゅうさいむ}多重債務^{たじゅうさいむ}といいます。



キャッチセールス

「エステの無料体験はいかが?」「絵の展示をやってます」「アンケートにご協力を」などと路上で声をかけてお店などに連れていき^{かんゆう}勧誘します。うっかりついていくと、言葉巧みに^{たく}高額な商品を勧められ、たいていは断りきれずに契約してしまいます。

マルチ商法

「ネットワークビジネスで大金持ちになれる」「商品売って会員を増やせばマージン(もうけ)が^{かせ}稼げる」「家族や友人を勧誘すれば簡単」などと言って^{ざいこ}販売組織に勧誘します。実際は思うように会員を増やせず商品の在庫や借金だけが残し、ときには友人を失うこともあります。

こんなにあります!

私たち消費者をねらう
悪質商法!

アポイントメントセールス

電話やハガキなどで、「あなたがモニターに選ばれました」「抽選で当たったのでプレゼントを取りに来て」などと喫茶店や営業所などに呼び出し^{きっさてん}勧誘します。うっかり出向くと、しつこい勧誘を受けて、高額な契約をさせられます。

架空請求

メールや電話、ハガキなどで「有料サイトの利用料金が支払われていません。至急振り込まないと^{うった}訴えます」とか「利用料金が未払いです。至急連絡するように」などと^{おど}脅してお金を振り込ませます。



※対処方法は次のページを見てね!

キャッチセールス

みょう

妙に親しげな言葉には要注意!

街中で声をかけられても、ついていけないこと!

かん ゆう

勧誘されてもいらないものは、

キッパリと断ること!



マルチ商法

「絶対もうかる」なんて甘い

話は信じないこと!

ちゅう と かい やく

なお、中途解約も可能です。



もしも巻き込まれそうになったら...

対処方法一挙公開!!

アポイントメントセールス

あや

さそ

怪しい誘いの電話は、ハッキリ

断ってすぐ切ること!

呼び出されても行かないこと!



架空請求

せいきゅうもと

請求元には絶対に連絡せずに

一切無視すること!



★トラブルにあったと思ったときには消費生活センター等へ

契約というのは、きちんと守らなければならない約束です。皆さんが契約をしようとする場合、その内容がどうなっているのかをきちんと確認し、必要がない場合にはきっぱりと断ることが大切です。断る時には、「結構です」のようなあいまいな表現を使わずに、「いやです」「いりません」「お断りします」等の意思がはっきり伝わる言葉を使いましょう。

そして、トラブルになった場合、一人で悩まないでください。保護者や学校の先生に相談することはもちろん、都区市町村の消費生活センターや、弁護士会の法律相談センター等に相談することが大切です。



困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

(〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階)

※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活
相談

☎03-3235-1155

受付時間:月～土曜 午前9時～午後4時



架空請求
専用相談

☎03-3235-2400

受付時間:月～土曜 午前9時～午後5時



★最寄りの消費生活センター★

【消費生活センター以外の相談窓口(面談)】

※予約制となります。下記番号にお問い合わせ下さい。

○弁護士会の法律相談センター(有料(5,250円(税込)/30分))

・L C 四谷(03-5367-5280)

・池 袋(03-5979-2855)

・北 千 住(03-5284-5055)

・立 川(042-548-7790)

○東京司法書士会総合相談センター ※相談時間:60分(相談料は無料です)

・四谷・錦糸町(03-3353-9205)

・立 川(042-548-3933)

契約って何だろう?

平成21年 5月 発行

平成23年 3月 第四刷発行

登録番号(24)14

平成22年 3月 第二刷発行

平成23年 8月 第五刷発行

平成22年10月 第三刷発行

平成24年 7月 第六刷発行

編 集 東京都多重債務問題対策協議会

編集協力 東京弁護士会／東京都金融広報委員会／世田谷区生活文化部消費生活課／
足立区消費者センター

発 行 東京都生活文化局消費生活部企画調整課 TEL 03-5388-3069(直通)

270

各紙/刷/製本/印刷/再生紙を使用しています
石版系印刷を食さないインキを使用しています

「契約って何だろう？」指導用資料

趣旨・ねらい

「契約って何だろう？」は、中学生が、将来就職やアルバイトなどにより収入を得ることになる前に、私たちの生活の基本となる契約についての知識を身に付け、消費者トラブルに遭わないように、ひいては、多重債務に陥らないようにすることを目的とした教材です。

この度、上記教材を使用するに当たり、指導時の参考となるよう、ポイントや参考情報を記した指導用資料を作成しました。

「契約って何だろう？」を御活用いただき、総合的な学習の時間を始め、家庭科などの授業において、金融経済教育を実施していただければ幸いです。

- 【教科の単元】 ○ 技術・家庭科【家庭分野】D身近な消費生活と環境 (1)家庭生活と消費
＜ねらい＞・身近な消費活動から契約について学び、消費者の基本的な権利と責任について理解する。
・消費生活の問題及びその対処法について学び、消費者としての自覚を高める。
・クレジットカードなどの特徴を知り、計画的な支出の大切さを理解する。
- 社会科【公民的分野】(2)私たちと経済 イ国民の生活と政府の役割
＜ねらい＞・身近な消費活動から契約及び消費者の保護制度について学ぶ。
・クレジットカードなどの特徴を知り、貨幣だけでなく、様々な支払方法があることに気付く。

解 説

〈主な内容〉

- 導入部分は契約についてのイメージを持たせる、クイズ形式
- 契約の基礎知識やクーリング・オフ制度などの説明
- クレジットカードなど、電子マネーの種類と問題点の紹介
- 相談窓口の紹介

契約って何だろう？



学 校	年 組
名 前	



名前を記入してください。

ポイント

- 契約のイメージを持たせます。

中学生に身近な事例について、契約かどうかを考えることによって、日常生活の中で契約が行われていることを認識してもらいます。

- 単なる約束である1, 4と、契約である2, 3, 5, 6の違いを確認してください。

- ・契約は法律上の責任(拘束力)が生じる約束です。
- ・売買契約には、商品やサービスが売り手と買い手の間に介在します。
- ・解説はP.3「契約」って何だろう?を参照してください。

解説

- 3択で挙手させて、正解を解説します。

・単なる約束

約束を破っても法律上の責任は求められません。

(例)

約束を破ったら損害賠償や罰金になる? → なりませんよね、ごめんなさいで済みますね。

・売買契約

商品(ハンバーガー)を買いたい人と売りたい人がいて、両方が意思を確認して、お金を払って手に入れる契約です。

・売買契約

飲み物を販売する相手と契約することになります。お金を払う先が自動販売機でも、買い手が買う意思表示としてお金を投入して、スイッチを押しています。

I. 契約とは

考えてみよう! これって契約?

1. 友達と遊びに行く約束をする

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



2. ファストフード店でハンバーガーを買う

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



3. 自動販売機で飲み物を買う

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



参 考

民法【契約自由の原則】

- 1 締結の自由：契約を結ぶか結ばないかを自由に決定できる。
- 2 相手方自由：契約の相手を自由に決定できる。
- 3 内容決定の自由：商品、価格などの契約条件を自由に決められる。
(ただし、社会的妥当性や道徳観に反するような内容の契約は結べない。)
- 4 方式の自由：口頭によるか契約書によるかなど、契約の方法を自由に決定できる。

解 説

4. 親にゲームソフトを買ってもらう約束をする

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



・単なる約束
法律上の責任は求められません。
買ってもらえなかったことは、単なる約束を破られたということになります。

5. 携帯電話に音楽をダウンロードする

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



・音楽の売買契約
＋
通信サービス利用契約

6. レンタルビデオ店でCDを借りる

● どれか1つ選んでみよう。

- ① 契約だと思う
- ② 契約だと思わない
- ③ わからない



・賃貸借契約
ものを買うだけが契約ではありません。サービスの提供を受けるのも契約となります。

● 答えは7ページを見てね！

ポイント

- P.3～6では、契約の基礎知識、契約を解消することができる場合及びその方法について説明しています。
- 教材に太字・ラインを引いた部分、キャラクターのセリフが指導のポイントです。
 - ・契約とは、お互いの意思表示が合致することにより成立するもので、口頭で成立するのが原則です。
 - ・契約書を作成していない場合でも契約となります。
 - ・契約が成立すると法律上の責任(契約を守っていく責任)が生じ、一方的に契約を解消することは原則としてできません。
 - ・救済制度として、クーリング・オフ制度や未成年者取消などがあります。(P.5～6参照)

解 説

契約とは、お互いの意思表示が合致することにより成立するもので、法律上の責任が生じる関係です。

「お菓子を渡してください。」「お金を払ってください。」と、法律上の責任を果たすように訴えることができます。

解 説

Q 「契約」って何だろう？

A 商品を「買いたい」「売りたい」というような、二つの意思表示が合致（がっちぴったり合うこと）することによって、法律上の責任が生じる関係を「契約」といいます。例えば、Aさんがコンビニエンスストアでお菓子かしを買う場合に、契約が成立することによって、Aさんにはコンビニエンスストアに代金を支払う責任が生じ、コンビニエンスストアにはAさんにお菓子を引き渡す責任が生じます。もし、Aさんとコンビニエンスストアが、この責任を果たさなかった場合どうなるのでしょうか。それぞれ裁判所うつつに訴えて、お菓子を引き渡せ、代金を支払え、という判決を求めることができます。



このような「契約」は身近なところにいろいろあります。ファストフード店でハンバーガーを買う、自動販売機で飲み物を買う（売買契約）、レンタルビデオ店でCDを借りる（賃貸借契約）、携帯電話に音楽をダウンロードする（音楽の売買契約＋通信サービス利用契約）なども契約です。では、友達と遊びに行く約束をする、親にゲームソフトを買ってもらう約束をするといった場合はどうでしょうか？ 約束を破ったからといって、判決を求めたり、法律上の責任まで負わせることはできないので、契約とはいいいません。

- 契約の成立と拘束力について解説します。混乱しないように、ここでは、当事者の合意だけで成立する諾成契約のみを説明し、要物契約、要式契約については、例外もあるとの付け加えにとどめましょう。

諾成契約: 当事者の合意だけで、契約目的物の交付を必要とせず成立する契約。

要物契約: 当事者の合意と、目的物の交付とによって成立する契約。(例)消費貸借、使用貸借、寄託

要式契約: 契約の成立に一定の方式を必要とする契約。(例)保証契約、割賦販売法に定める月賦販売契約等



Q 契約はいつ成立するの?

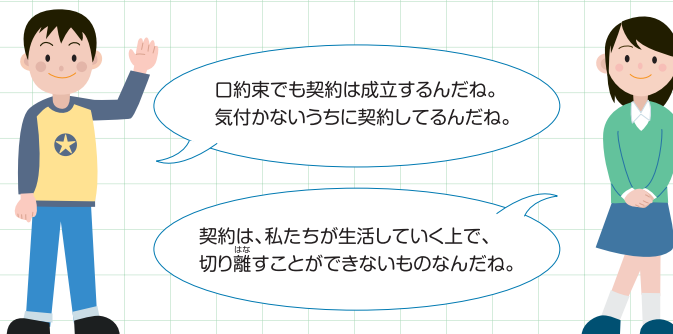
A 契約は、**お互いの意思表示が合致することによって成立します。**

A さんがお菓子をレジに出し、店員が了解したとき (レジを打ち始めたときに了解したと見ることができます) に売買契約が成立することになります。契約書を作る必要も、印鑑を押す必要もありません。**口頭で成立するのが原則**なのです。契約書を作っていないこと、印鑑を押していないこと、代金を支払っていないこと、お菓子を引き渡していないことは、契約の成立を否定する理由になりません。

しかし、どのような契約が、いつ、だれとの間で成立したかを後になって証明するのは困難です。そこで、後の証明の負担を軽くするために、契約に当たって、契約書を作成することがあります。

さらに、当事者 (契約に直接関係のある人) に自分が負うべき責任の内容を確認させて、安易に契約をしないようにするため等の理由から、文書の作成が法律に定められている場合があります。

このような場合には、口頭では契約が成立せず、法律が定めている事項を記載した文書を作成して初めて、契約が成立したといえることになります。



Q 契約が成立することによって、どのような責任が生じるの?

A 契約が成立することによって、当事者 (A さんとコンビニエンスストア) は、その契約を守っていく責任が生じます。A さん (買い手) は、代金を支払う責任が生じ、コンビニエンスストア (売り手) は、お菓子を引き渡す責任が生じます。逆にいえば、**一方的に契約を解消する (やめにする) ことは (法的には取消・解除などといいます)、原則的にできない**ということです。

解 説

・いつ契約成立と思うか質問します。

- ①注文 ②承諾
③商品到着 ④代金支払

【正解 ②】

【契約の拘束力】

・契約書を作っていない・印鑑を押していない・代金を払っていない・商品を受け取っていないという理由で、契約が成立していないとは言えません。口約束でも意思表示が合致した場合は、契約成立です。

契約は守られるべきもので、契約書は契約内容の証拠として残すものです。

契約には責任が伴います。安易な気持ちや好奇心で契約してしまうと、大変なことになってしまうことがあります。

一方的に契約をやめにくることは原則としてできません。しかし、中には、やめにできる例外的な場合もあります。そんなときは、どうしたらいいのでしょうか?

→次ページ

ポイント

契約を解消することができる例として、クーリング・オフ制度と未成年者取消を紹介しています。この他、民法による錯誤無効(契約の内容の重要な部分について、錯誤(勘違い)があり、内容を知っていれば契約しなかったような場合は、無効を主張できる。)や、消費者契約法による取消しができる場合(消費者が勧誘により、「誤認」や「困惑」に陥って契約したときなど。)があります。

○ クーリング・オフ制度

- ・実際の書き方よりも、どこに相談したらよいかをポイントとして押さえます。
- ・クーリング・オフの条件に合えば、理由を問わず契約解除できます。
- ・契約は口頭でも成立しますが、クーリング・オフは書面が要件となっています。
- ・クーリング・オフ書面発送日を証拠として残しておく必要があるため、簡易書留などで送ります。

○ 未成年者取消

- ・例外があるので注意が必要です。

解 説

○ クーリング・オフ

条件に注意が必要です。

通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありませんが、広告に解約に関する事項を記載することが規定されています。

商品に不備がない場合は、返品できないこともあるため、申込前に必ず返品特約の確認が必要です。

詳細は消費生活センターで確認しましょう。

Q 契約を解消することができる例外的な場合は？

A いったん契約をした以上、勝手に契約を解消することはできません。ただし、これには例外があり、例外にあたる場合には契約を解消することができます。以下、例外にあたる場合の一部を紹介します。

(ア) クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、訪問販売など法律で定められた一定の取引に限り、一定の期間内であれば、消費者が一時的に契約を解除することができる制度です。

クーリング・オフができる条件は以下のとおりです。

① 契約した場所

営業所以外の場所であること。(ただし、下表の取引については営業所での契約も対象となる。)なお、通信販売は、クーリング・オフできない。

② 契約した商品

原則すべての商品やサービスが対象。ただし、消耗品は未使用のものであること。また、3,000円未満の現金取引は除外される。

③ クーリング・オフ期間

(契約書を受け取った日を含めて右の表の期間内に文書を発送すればよい)

訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務 (エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス)	8日間
業務提供誘引販売(内職商法、モニター商法)	20日間

☆クーリング・オフの方法

- ・クーリング・オフは、はがきなどの文書で通知します。
- ・書いたはがきは、両面をコピーし、控えとして大切に保管します。
- ・はがきは、「特定記録」か「簡易書留」で送ります。
- ・支払ったお金は全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

はがきの書き方 (例)

○年○月○日、貴社と○○の購入契約をしました。が、解除いたします。つきましては、支払い済みの○○円を至急返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。

氏名 ○○市○○町○○

住所 ○○市○○町○○

〒○○○-○○○

○年○月○日

参考

【販売方法の特徴と注意点】

○店舗販売 商品等に瑕疵がない限り、原則返品はできません。よく、比較検討してから購入しましょう。

○無店舗販売

- ・通信販売 注文時に現物を見ることができません。届いたとき、商品のイメージが異なるなど返品したくなくても、返品特約の規定により商品に瑕疵がない場合は返品できない場合があります（クーリング・オフはできません）。また、悪質な事業者では、前払したにもかかわらず商品が届かないなどのトラブルもあるため、信用できる通信販売業者を選び、代金の支払方法にも注意が必要です。
- ・訪問販売 自宅や喫茶店など店舗以外の場所での販売です。キャッチセールスやアポイントメントセールス（P.9参照）も訪問販売に含まれます。勧誘員のトークに惑わされて、不必要な契約をしてしまうことがあります。
- ・マルチ商法（連鎖販売取引）（P.9参照） 組織の会員が、友人や知人を加入させることによって、組織内での地位が上がり、収入が増える仕組みになっています。実際にもうかるのは、ごく一部の上位の会員だけです。
- ・業務提供誘引販売 仕事を紹介する、商品のモニターになってくれたら謝礼を払うなど、すぐ代金が回収できるようなことを告げて勧誘し、仕事に必要な商品やサービスを契約させますが、代金の回収は困難なことが多いです。

【民法第5条「未成年者の法律行為」】

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

解説

○ 未成年者取消

例外に注意が必要です。

この他、結婚している場合は、民法上成人として扱われるため、取消しができません。

口頭でも取消しができますが、争いが起こったときのために、書面で行い、証拠を残しておきましょう。

（イ）未成年者取消

未成年者（原則として20歳未満）は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足し、判断能力も未熟です。そこで未成年者が行う契約によって不利益をこうむらないように、法律で保護されています。民法で「未成年者が法定代理人（父母などの親権者）の同意を得ないでした法律行為は取り消すことができる」と決められています。（取消によって、契約がなかったこととなります。）ただし、これにも例外があります。未成年者だからといって、何でも取消ができるわけではありませんので、簡単に契約はしないように注意してください。

【取消ができない場合】

- ・法定代理人の同意があった場合
- ・未成年者が「成年である」とか「親の同意がある」などと偽って契約の相手方をだました場合
- ・こづかいの範囲内で契約した場合



取消ができない場合もあるからよく考えて契約するようにしないとね。

そうですね。困ったらまず周りの大人の人に相談することが大切ですよ。



【契約の取消について】

契約の取消は、契約の名称、日付等により、できるだけ対象となる契約が分かるようにして行います。契約の取消は口頭でもできますが、契約の取消の有無について、後で紛争が生じた場合のことを考えると、文書で行うべきです。取り消したことを第三者が証明して証拠として残すようにするには、契約の相手方に内容証明を出すという方法があります。

※1 事がもつれて争いになること。もめごと。

※2 当事者以外の者。

※3 ○年○月○日に、だれから、だれあてに、どのような内容の文書が差し出されたかを、差出人が作成した謄本（原本の内容をそのまま全部写しとった文書。）によって郵便局が証明するもの。

ポイント

○ 中学生(12歳～14歳)も消費者トラブルに巻き込まれる可能性があることを伝え、注意喚起してください。

参 考

平成22年度の若者(29歳以下)の相談の傾向

・若者の相談件数は、16,697件あり、全相談件数に占める割合は13.3%となり、年々減少している。

・商品・役務別

第1位「放送・コンテンツ等」(5,521件)若者相談全体の3分の1を占めている。このうち、「アダルト情報サイト」の相談件数は3,493件。これは、無料アダルトサイトでクリックしただけで登録となり料金を請求された、といったワンクリック請求に関する相談が特に多く寄せられたためである。

第2位「レンタル・リース・賃貸」(1,888件)若者相談全体の1割を超える。ほとんどが賃貸アパートに関する相談である。

第3位「教室・講座」(821件) 外国語教室は減少しているが、スポーツ・健康教室、美容関連教室が増加している。

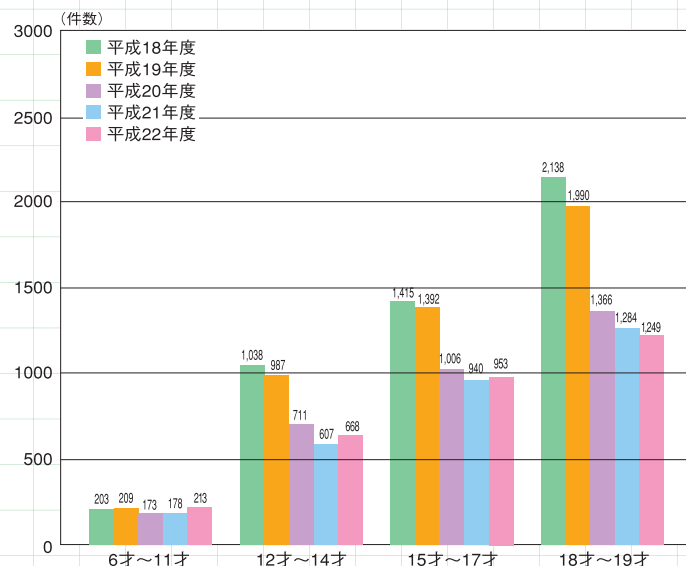
〔出典：平成22年度 消費生活相談年報(東京都消費生活総合センター)〕

解 説

相談件数は減ってきていますが、相談内容は多様化、複雑化してきて、解決が困難な相談が増えているため、注意が必要です。

小・中・高校生からの相談内容の大半は「デジタルコンテンツ」です。具体例を示すと分かりやすくなります。(事例はP.10を参照)

都内各地の消費生活センターに寄せられた未成年者に関する相談件数



小・中・高校生からの相談内容の大半は「デジタルコンテンツ」(携帯電話やパソコンなど、インターネットを通じて得られる情報)です。なかでも、「アダルト情報サイト」の相談が最も多く、割合も非常に高くなっています。興味本位によるアクセスの他、最近ではアニメサイトや芸能(人)のサイトなどからの誘導で不本意ながら会員登録され、高額な料金を請求されるケースもあります。

相談の中には、契約についての基本的な知識があれば未然に防げたと思われるケースも多く見受けられます。この冊子で契約についてしっかり学び、契約トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

★1、2ページの答え

契約・・・・・・・・・・2、3、5、6

契約ではない・・・・・・1、4

- 日常生活で使われている様々なカードを取り上げ、その仕組みについて解説しています。
- 電子マネーは、貨幣の価値を電子化してICカードなどに記録するものです。事前に入金する「チャージ式」のもの、クレジットカード機能のついた「後払い式」のものがあります。
- 電子マネーはお金と同じで、大切なものであるということを理解させることが大切です。
- クレジットカードのメリット、デメリットについて理解し、将来クレジットカードを利用するかどうかを含め適切な判断、利用ができるようにする必要があります。
- お金を借りると利息がつき、借りた額以上の金額を返さなければならないので、収入が増えないとすぐに返済できないようになり、借金が膨れ上がり多重債務に陥る可能性があることを理解させることが大切です。

参考

【リボ払いの例】 20万円借入れ、金利15%の場合(利息額の小数点以下切捨て)
 <月々1万円返却の場合>

計算式: 前回の残高 - (1万円 - (前回の残高 × 1か月分の金利(15% ÷ 12))) = 今回の残高
 これを残高「0」になるまで繰り返していくと…

支払回数24回、利息額31,576円、総支払額231,576円となります。

回数	残高	利息	元金返済額
1	200,000	2,500	7,500
2	192,500	2,406	7,594
3	184,906	2,311	7,689
4	177,217	2,215	7,785

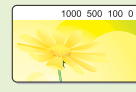
(中略)

23	11,415	142	9,858
24	1,557	19	0
利息額計		31,576	

解説

Ⅱ. クレジットカード ～あなたはどんなカードを持っていますか？～

1. カードのいろいろ

キャッシュカード	クレジットカード	プリペイドカード	ICカード
			
銀行などの金融機関と預貯金を出し入れするなどの取り引きができるカード。	現金がなくても、後で支払うという約束(サイン)でショッピングができた、お金を借りることができるカード。	事前に買っておくことでその料金分のサービスが受けられるカード。料金の追加が可能なカードもあります。	お金をチャージ(事前入金)することにより、その料金分のサービスが受けられるカード。繰り返し使うことができます。

キャッシング機能付きのクレジットカードも多くなっています。

プリペイドカードやICカードは再現金化することができません。

便利なことにはコスト(手数料、利息)がかかります。クレジットカードの使用は立替払の借金です。

2. クレジットカードの便利なところ、問題のところ

●便利なところ

- 現金を持たずに買い物ができる。
- クレジットは「信用」という意味。外国では、持っていることで信用されることもある。
- 使った分だけポイントがたまり、プレゼントをもらえる等の特典が付くこともある。
- キャッシング(お金を借りること)もできる。

●問題のところ

- クレジットカードでの買い物は借金である。手数料(利息)をとられることもある。
- カード使用時に、現金がなくならないので気が付かないうちに使いすぎてしまう。

クレジットカードは、魔法のカードじゃないのでいいことばかりではないのよ。

現金がなくても買えるからって、しっかり考えて買わないと、とっても恐ろしいことになるんだね。

3. 借金が見るうちに増える!

計画性のないクレジットカードの利用で、支払いに追われるようになる。支払いのために消費者金融などで借金したり、別のクレジットカードでキャッシングをしたりして、返済が困難になるほど借金がどんどん膨れ上がる。
 これを**多重債務**といいます。

参考

平成22年自殺者総数31,690人中、原因・動機が明らかな人23,572人の原因・動機

1位 健康問題15,802人
 2位 経済・生活問題7,438人
 (うち、多重債務1,306人)

3位 家庭問題4,497人
 4位 勤務問題2,590人
 [出典:平成22年中における自殺の概要資料(警察庁)]

ポイント

- 若者が狙われやすい4つの商法について紹介し、次ページで具体的な対処法を挙げています。
- 時間がない場合は、未成年者が関わりやすい架空請求を例にとって説明し、他は紹介程度にとどめてもよいでしょう。

参 考

- 都内の消費生活センターへ寄せられた相談件数(29歳以下/全体)の割合(平成22年度)
 - ・キャッチセールス 365件/503件(73%)
 - ・アポイントメントセールス 196件/333件(59%)
 - ・マルチ商法 377件/1,195件(32%)
 - ・架空請求トラブル 4,719件/16,243件(29%)

〔出典:平成22年度 消費生活相談年報(東京都消費生活総合センター)〕

解 説

キャッチセールス

「エステの無料体験はいかが?」「絵の展示をやってます」「アンケートにご協力を」などと路上で声をかけてお店などに連れていき勧誘します。うっかりついていくと、言葉巧みに高額な商品を勧められ、たいていは断りきれずに契約してしまいます。

マルチ商法

「ネットワークビジネスで大金持ちになれる」「商品売って会員を増やせばマージン(もうけ)が稼げる」「家族や友人を勧誘すれば簡単」などと言って販売組織に勧誘します。実際は思うように会員を増やせず商品の在庫や借金だけが残り、ときには友人を失うこともあります。

こんなにあります!

私たち消費者をねらう

悪質商法!

【ワンクリック詐欺対策】

- ・入口はプロフ、懸賞、占い、ゲームサイトなどから
- ・絶対に名前や住所は入力しない!
- ・迷惑メール(身に覚えのないメール)は開かない!
- ・迷惑メールに記載されたURLは絶対に開かない!
- ・相手に連絡を入れない!(反応すると、その後の迷惑メールが激増します。)

アポイントメントセールス

電話やハガキなどで、「あなたがモニターに選ばれました」「抽選で当たったのでプレゼントを取りに来て」などと喫茶店や営業所などに呼び出し勧誘します。うっかり出向くと、しつこい勧誘を受けて、高額な契約をさせられます。

架空請求

メールや電話、ハガキなどで「有料サイトの利用料金が支払われていません。至急振り込まないと訴えます」とか「利用料金が未払いです。至急連絡するように」などと脅してお金を振り込ませます。



※対処方法は次のページを見てね!

参 考

【中学生の相談事例】

<アダルト情報サイト>

- ・ パソコンでアニメのコミックサイトに接続したはずが、アダルトサイトにつながった。訳が分からず、ハイ、ハイと何度かクリックしたら請求画面が表示され、パソコンを立ち上げるたびに請求画面が表示されるようになった。

<出会い系サイト>

- ・ 携帯で見つけた小説サイトの先を読むには別サイトに登録して暗証番号をもらうように書いてあったので登録した。別サイトは出会い系サイトであったようだ。登録後高額な請求メールが届いた。

<オンラインゲーム>

- ・ 無料のオンラインゲームをする際、アイテム欲しさに親に内緒でカード決済し35万円利用した。

〔出典：教員向け情報提供誌「私は消費者」№123（東京都消費生活総合センター）〕

解 説

キャッチセールス

妙に親しげな言葉には要注意！
街中で声をかけられても、ついていけないこと！
勧誘されてもいらないものは、**キッパリと断ること！**



マルチ商法

「絶対もうかる」なんて**甘い**話は**信じないこと！**
なお、中途解約も可能です。



もしも巻き込まれそうになったら…

対処方法一挙公開!!

アポイントメントセールス

怪しい誘いの電話は、ハッキリ断ってすぐ切ること！
呼び出されても行かないこと！



架空請求

請求元には絶対に連絡せずに**一切無視すること！**



もう一度契約について考えよう。

契約は申込みと承諾で成立でしたよね。

成立させないためには、「いりません!」と、はっきり断ることが大切です。

まずは、契約しないこと。怪しいと思ったら話に付き合わず、すぐ断ることが大切です。

それでも、契約してしまったり、しつこくされたりした場合には、信頼できる大人（保護者、教師、消費生活センターなど）にすぐに相談することが大切です。

参考HP

- 東京くらしWEB(東京都消費生活関連HP) <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>
- Web版消費者教育読本(東京都消費生活総合センター作成)
 - ・「情報社会を泳ぎきる?かしこいヒツジへの道」(中学生向け)
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/kyoiku/web/chu01/index.html>
 - ・「みゃーもと先生の『できる消費者』パーフェクトガイド」(高校生向け)
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/kyoiku/web/kou01/index.html>
 - ・「ハカセと一緒に消費者の時間へGO!」(特別支援学校高等部の学生向け)
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/kyoiku/web/sien01/index.html>
 - ・「竜馬と行く! 契約クイズの旅」(若者向け)
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/kyoiku/web/ryouma01/index.html>
- 心理でチェックあなたの消費生活にひそむトラブル診断
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/taisho/campaign/contents/check/index.html>
- 知るぽると(金融広報中央委員会HP) <http://www.shiruporuto.jp/>
 - ・学校における金融・金銭教育 <http://www.shiruporuto.jp/teach/school/index.html>

解 説

トラブルに巻き込まれたと思ったら、すぐに消費生活センターに相談するように伝えてください。

★トラブルにあったと思ったら消費生活センター等へ

契約というのは、きちんと守らなければならない約束です。皆さんが契約をしようとする場合、その内容がどうなっているのかをきちんと確認し、必要がない場合にはきっぱりと断ることが大切です。断る時には、「結構です」のようなあいまいな表現を使わずに、「いやです」「いりません」「お断りします」等の意思がはっきり伝わる言葉を使いましょう。

そして、トラブルになった場合、一人で悩まないでください。保護者や学校の先生に相談することはもちろん、都区市町村の消費生活センターや、弁護士会の法律相談センター等に相談することが大切です。



困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階)

※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活
相談

☎03-3235-1155

受付時間:月～土曜 午前9時～午後4時



架空請求
専用相談

☎03-3235-2400

受付時間:月～土曜 午前9時～午後5時



★最寄りの消費生活センター★

【消費生活センター以外の相談窓口(面談)】

※予約制となります。下記番号にお問い合わせ下さい。

○弁護士会の法律相談センター(有料(5,250円(税込)/30分))

- ・L C 四谷(03-5367-5280) ・池 袋(03-5979-2855)
- ・北 千 住(03-5284-5055) ・立 川(042-548-7790)

○東京司法書士会総合相談センター ※相談時間:60分(相談料は無料です)

- ・四谷・錦糸町(03-3353-9205) ・立 川(042-548-3933)

契約って何だろう?

平成21年 5月 発行	平成23年 3月 第四刷発行
平成22年 3月 第二刷発行	平成23年 8月 第五刷発行
平成22年10月 第三刷発行	平成24年 7月 第六刷発行

登録番号(24)14

編集 東京都多重債務問題対策協議会
編集協力 東京弁護士会／東京都金融広報委員会／世田谷区生活文化部消費生活課／足立区消費者センター
発行 東京都生活文化局消費生活部企画調整課 TEL 03-5388-3069(直通)

R70

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

R70

全国70の自治体で採用されている環境にやさしい印刷技術です